

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する条例(仮称)等について
(北海道)

1 北海道知事公約

世界自然遺産登録10周年(H27)を節目に、「知床」の価値を改めて見つめ直し、この貴重な資産を後世にしっかりとつなげるよう、道や道民の担う役割を明らかにする「条例」を制定するとともに、「世界自然遺産・知床の日」の制定など「知床メモリアル・アクション」を展開します。

2 条例検討スケジュール(案)

時 期		スケジュール	地元協議
H27	7月21日	○環境審議会へ諮問	
	8月31日	○環境審議会から答申	
	9月上旬 ～ 11月中旬	○庁内関係部局との調整	○エコツアー検討会議に検討部会を設置し検討することを提案(9/1) ↓ ○検討部会における検討 (住民等からの意見聴取あり)
	11月中旬 ～ 12月中旬	○パブリックコメント	○エコツアー検討会議で決定 ○地域連絡会議で承認
	12月中旬 ～ 12月中旬	○条例素案作成 ←	
H28	1月中旬	○法規審査	
	1月下旬	○環境審議会へ条例案を報告	
	2月中旬	○道議会へ条例案を提案	
	3月下旬	○条例の議決・公布(=施行)	

3 世界自然遺産・知床の日(仮称)

道民、事業者及び関係機関・団体が一丸となって知床の保全及び適正な利用に取り組む機運を高めるため、条例に基づく施策の一つとして、条例の制定に併せて定める。